

**イヌを飼育している人へ
狂犬病の予防接種をお忘れなく**

毎年4月から6月は狂犬病予防注射接種の時期です。生後90日を過ぎたイヌの飼い主は、生涯1度の登録と、毎年1回の狂犬病予防ワクチンの接種が法律で義務づけられています。

狂犬病にかかったイヌは、例外なく悲惨な最期を遂げます。イヌが狂犬病にかかることを防ぐためにも、かかりつけの動物病院や市で行う集合注射で接種してください。

どこで注射を受ければいいのか？

- ・動物病院で接種する
接種料金などは病院によって異なりますので、各病院にお問い合わせください。
- ・市の集合注射で接種する
市では毎年4月と5月に集合注射を行っています。
◇集合注射での接種料金 1頭 3,500円
◇新規で登録する場合、登録費用として3,000円が別途必要です。

《市の集合注射を利用するうえでの注意事項》



イヌを登録している飼い主には、個別に問診票がききを送付しますので、当日持参してください。



イヌの首輪は、首から抜けないようにして、イヌをしっかりと制御できる人が連れてきてください。



会場や道路などでのフンは、飼い主が責任を持って処理してください。



予防注射後2～3日は安静にして、激しい運動やシャンプーなどは避けてください。



まれにアレルギー反応が起こることがあります。異常が認められた場合は、(公社)栃県獣医師会会員の動物病院に問い合わせてください。

4月

(駐)：駐車場

	とき	ところ
9日(木)	9:30～10:00	寺子一里塚公園向かい空き地
	10:20～11:00	鍋掛公民館体育館前(駐)
	11:15～11:45	野間自治公民館(駐)
	13:20～13:45	佐野集会所(駐)
	14:10～14:40	下中野公民館(駐)
10日(金)	9:30～ 9:45	板室温泉公堂(駐)
	10:05～10:40	旧穴沢小学校(駐)
	11:10～11:50	青木1区多目的研修センター(駐)
	13:20～14:00	とようらコミュニティ公園
	14:20～15:00	シニアセンター(駐)
11日(土)	9:20～ 9:50	波立小学校*：来賓(駐)
	10:10～11:10	東那須野中学校*：体育館裏砂利(駐)
	11:30～11:50	沓掛集落センター(駐)
	13:20～15:30	市役所本庁舎(駐)
12日(日)	9:30～ 9:50	田舎ランド鴨内
	10:20～11:00	高林活力倍増センター(駐)
	11:20～11:50	戸田多目的集会施設(駐)
	13:20～13:50	東原地域活動センター(駐)
	14:20～15:00	稲村公民館前(駐)
	15:20～16:00	黒磯保健センター(駐)

5月



※新規会場の地図を、市ホームページに掲載しています。

	とき	ところ
16日(土)	9:20～ 9:50	上井口公民館(駐)
	10:10～10:40	狩野公民館(駐)
	11:00～11:40	健康長寿センター*：南側砂利(駐)
	13:10～13:35	石林公民館(駐)
	13:55～14:25	下永田公民館(駐)
	14:45～15:10	二つ室公民館(駐)
	15:30～16:00	南公民館(駐)
17日(日)	9:20～10:00	西那須野庁舎北：図書館脇(駐)
	10:20～10:50	太夫塚公民館(駐)
	11:10～11:40	西三島公民館(駐)
	13:10～14:10	三島公民館脇(駐)
	14:30～14:50	東赤田公民館：公民館裏(駐)
24日(日)	9:20～10:00	西公民館(駐)
	9:20～10:00	横林小学校(駐)
	10:30～11:10	大貫小学校：砂利(駐)
	11:40～12:00	日の出集落センター(駐)
	13:30～14:30	ハロープラザ：入口付近砂利(駐)
	15:10～15:40	塩原庁舎(駐)



飼い主の人も、これから飼う人も

ペットと生活するための6箇条 プラスワン

▶問い合わせ
環境課
☎0287(62)7142

あなたのかわいい家族が もしかすると迷惑をかけているかも…

市には、イヌのフンの放置や放し飼い、捨てイヌ、捨てネコなど、依然としてペットに関する苦情が数多く寄せられています。ごく一部の飼い主の「大丈夫」「ちょっとだけ」といった意識から、近隣住民に多大な迷惑がかかっている場合も…。ペットの飼い主やこれから飼い主となる人は、動物の本能や習性を十分に理解した適正な飼育を心掛けましょう。

1

ペットの習性を理解しましょう
正しいしつけと健康管理で、「におい」や「鳴き声」が近所の迷惑にならないように気を付けましょう。



2

繁殖制限に努めましょう
必要のない繁殖はさせないように、不妊・去勢手術をしましょう。イヌやネコを捨てるのは犯罪です。終生飼養は飼い主の義務です。



3

病気の知識を持ちましょう
動物から人にうつる病気があります(動物由来感染症)。あなたの健康と、ペットの健康はつながっています。



4

所有者を明らかにするよう努めましょう
首輪は必ずつけましょう。ほんのちょっとした手間が、迷ったペットがあなたの元に戻るための大きな手がかりになります。



5

放し飼いはやめましょう
あなたの知らないところで、ペットがトラブルに巻き込まれるかもしれません。イヌは、散歩のときにはリードや引き綱をしっかりと持ちましょう。ネコの場合は室内飼養をしましょう。



6

排せつ物の処理を適切に行いましょう
散歩中にイヌがフンをしたときは必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。ネコはきちんとトイレを用意して、決まった場所でさせましょう。



+1

えさを無責任に与えることはやめましょう

野良イヌ、ネコに対する「かわいそう」や「ちょっとだけ」といった善意でのえさやりは、周りの人から「飼い主である」と誤解されて近所トラブルにつながります。飼うなら責任をもって、フンの始末や不妊・去勢手術を行い、他人に迷惑をかけるないようにしましょう。



イヌ・ネコの飼育で困ったら…

こんな悩みに専門の相談員が応じます。

- ・負傷しているイヌ、ネコがいる
- ・野良イヌ、ネコで困っている

▶県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

